

指ま 定と め 金庫 郵便 又は 郵便 局名	領収 日付 又は 郵便 局印
---	----------------------------

取ま とめ 指定 金融 機関 又は 郵便 局名	便局 領収 日付 印 指定 金融 機関 等又 は郵
--	---

備 考	領収 日付 又は 郵便 局印
--------	----------------------------

備 考	便局 領収 日付 印 指定 金融 機関 等又 は郵
--------	---

払い込むべき場所 鳥取県 支金庫郵便局	
日計	受便 付局 金領 庫収 又は 日付 郵便
千 百 十 万 千 百 十 円	
口	

払い込むべき場所 銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局	
日計	受 付(領 収)日 付印
千 百 十 万 千 百 十 円	
口	

これらの欄の備考中

「県金庫」を「県指定金融機関、県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関」にする。

振込の受付に「納額告知書」と「納入通知書」と「鳥取県金庫又はよりの鳥取県 支金庫」と「県指定金融機関、県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関」と「鳥取県金庫」と「銀行 店」と「現金書留」と「貸付金種別通知書」がある。

第十三号様式に「鳥取県本(支)金庫」と「銀行 店又は近くの 銀行 店」とがある。

第十四号様式及び第十五号様式に「鳥取県金庫、鳥取県 支金庫又は郵便局」と「銀行 店又は近くの 銀行 店」がある。

第二十一号様式中

納入月日 及び 納入場所	月 日 金庫(局)
--------------------	--------------

を

納入年月 日及び 納入場所	昭和 年 月 日 銀行 店(局)
---------------------	---------------------

を改める。

第二十二号様式中

納付月日 及び場所	月 日 金庫(局)
--------------	--------------

を

納付年月 日及び 納付場所	昭和 年 月 日 銀行 店(局)
---------------------	---------------------

を改める。

第二十三号様式に「鳥取県金庫、鳥取県 支金庫又は郵便局」と「銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局」がある。

01031

第三十二号の三様式中

第三十二号の二様式中

納付場所	金庫(局)
------	-------

納付場所	金庫(局)
------	-------

を

を

納付場所	銀行 店(局)
------	---------

納付年月日及び納付場所	昭和 年 月 日 銀行 店(局)
-------------	---------------------

に改める。

に改める。

(鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部改正)  
 第八条 鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。  
 題名中「使用料及び」を削る。  
 第一条を次のように改める。  
 (手数料の徴収)  
 第一条 鳥取県工業試験場において分析、試験、研究、検定、鑑定、調整加工又は各種証明書の交付を行なうときは、手数料を徴収する。  
 第二条(見出しを含む。)(中「使用料及び」を削る。  
 第三条の見出し中「使用料及び」を削り、同条中「使用料又は」を削る。  
 第四条を削り、第五条を第四条とする。  
 別表中(機械設備使用料)の項及び「(手数料)」を削る。  
 (鳥取県物産館使用料及び販売手数料条例の一部改正)  
 第九条 鳥取県物産館使用料及び販売手数料条例(昭和

01030

第二十五号様式中

第二十四号様式中

納付場所	金庫
------	----

納入場所	金庫(局)
------	-------

を

を

納入場所	銀行 店(局)
------	---------

納入年月日及び納入場所	昭和 年 月 日 銀行 店(局)
-------------	---------------------

に改める。

に改める。

第三十二号様式中

第二十五号の二様式中

納付月日及び場所	昭和 年 月 日 金庫(局)
----------	-------------------

納付場所	金庫(局)
------	-------

を

を

納付年月日及び納付場所	昭和 年 月 日 銀行 店(局)
-------------	---------------------

納付年月日及び納付場所	昭和 年 月 日 銀行 店(局)
-------------	---------------------

に改める。

に改める。

01033

01032

三十三年四月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

・題名を次のように改める。

鳥取県物産館委託販売手数料条例

第一条を次のように改める。

(手数料の徴収)

第一条 鳥取県物産館において物産を委託販売するとき、手数料として売上金額の一割五分の額の範囲内で物産の種類に応じ、規則で定める額を徴収する。  
第二条及び第三条を削り、第四条(見出しを含む。)中「使用料及び」を削り、同条を第二条とし、第五条を第三条とする。

(鳥取県立農産加工所使用料及び手数料条例の一部改正)  
第十条 鳥取県立農産加工所使用料及び手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

・題名を次のように改める。

鳥取県農産加工所手数料条例

第一条中「鳥取県立農産加工所」を「鳥取県農産加工所」に、「鑑定又は加工設備の使用」を「又は鑑定」に改め、「使用料又は」を削る。

第二条を次のように改める。

(手数料の額)

第二条 前条の規定により納付すべき手数料の額は、次のとおりとする。

区分	金額
定性試験	一成分につき一〇〇円とし、一成分を増すとに五〇円を加える。
特殊定性試験	一成分につき二〇〇円とし、一成分を増すとに一〇〇円を加える。
定量試験	一成分につき二〇〇円とし、一成分を増すとに一〇〇円を加える。

第三条の見出し中「使用料及び」を削り、同条中「使用料又は」を削る。

第四条の見出し中「使用料及び」を削り、同条中「使用料又は」を削る。

(鳥取県管住宅管理条例の一部改正)

第十一条 鳥取県管住宅管理条例(昭和三十四年十二月

鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

・題名を次のように改める。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項及び公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)の規定に基づき、県管住宅及び共同施設の設置並びにそれらの管理に関する事項について定めることを目的とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(設置)

第二条の二 県管住宅(共同施設を含む。)を別表のとおり設置する。

別表中「鳥取県管住宅の家賃額表」を「鳥取県管住宅の建設年度、団地名、所在地、構造別及び家賃額表」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県管企業の契約の方法の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十五号

鳥取県管企業の契約の方法の特例に関する

条例の一部を改正する条例

鳥取県管企業の契約の方法の特例に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(指名競争入札)

第二条 契約は、次の各号に掲げる場合に限り、指名競争入札の方法により締結することができる。

一 その性質又は目的が一般競争入札に適しない契約

をするとき。

二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。

三 一般競争入札に付することが不利と認められると

(随意契約)

第三条 契約は、次の各号に掲げる場合に限り、随意契約の方法により締結することができる。

- 一 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- 二 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 三 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 四 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができると見込みのあるとき。
- 五 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

六 落札者が契約を締結しないとき。

第四条の次に次の一条を加える。

(準用)

第五条 この条例の規定は、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の財務規定等の一部が適用される事業について準用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(鳥取県管企業の業務状況の作成及び公表に関する条例の一部改正)

2 鳥取県管企業の業務状況の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(準用)

第五条 この条例の規定は、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の財務規定等の一部が適用される

事業について準用する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十六号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項第一号中「三、四四六人」を「三、四七五人」に改め、同条同項同号イ中「三、〇七〇人」を「三、〇八五人」に改め、同条同項同号ロ中「三七六人」を「三九〇人」に改め、同条同項第四号中「八人」を「十一人」に改め、同条同項第九号中「九五五人」を「一九八人」に改める。

附則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十七号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号の二までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 博愛学園に勤務する児童指導員及び教育に直接従事

する主任のうち、児童と起居を共にしないものには、その者が受けるこの条例施行後における給料月額百分の四の額（以下「給料月額の百分の四の額」という。）が、その者がこの条例施行の前日における職員との給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第七条の規定により受けていた給料の調整額と改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「条例」という。）第十四条第二項第二号の規定により受けていた特殊勤務手当の額の合計額（以下「改正前の額」という。）に達しないときは、給料月額の百分の四の額が改正前の額に達するまで、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、その差額に相当する額を特殊勤務手当として支給する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十八号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する  
条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「七一五人」を「七三六人」に、「二五人」を「二六人」に、「四六人」を「四八人」に、「二一七人」を「二二四人」に、「四二七人」を「四三八人」に改め、同項第三号中「一九四人」を「一九七人」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県条例第三十九号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

三 レントゲン診断料

エックス線間接写真診断（三五ミリメートル）

三〇円 一枚につき

エックス線間接写真診断（七〇ミリメートル）

一〇〇円 一枚につき

附 則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県官牧場使用料条例等を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十号

鳥取県官牧場使用料条例等を廃止する条例

次の各号に掲げる条例は、廃止する。

一 鳥取県官牧場使用料条例（昭和二十四年五月鳥取県条例第五十号）

二 県立学校実習施設使用料徴収条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十七号）

三 県有船舶使用料条例（昭和三十七年十月鳥取県条例第四十九号）

附 則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。